

地方公営企業繰出金について

令和 6 年度の地方公営企業繰出金について（抜粋）

（令和 6 年 4 月 1 日付け総財公第 2 6 号総務副大臣通知）

最近における社会経済情勢の推移、地方公営企業の現状にかんがみ、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画において公営企業繰出金を計上することとしています。

その基本的な考え方は、下記のとおりですので、地方公営企業の実態に即しながら、運営していただくようお願いします。

なお、一般会計がこの基本的な考え方に沿って公営企業会計に繰出しを行ったときは、その一部について地方交付税等において考慮するものですので、御承知願います。

第 7 下水道事業

1 雨水処理に要する経費 ・ ・ ・ 該当しない

(1)趣旨

雨水処理に要する経費について繰り出すための経費である。

2 分流式下水道等に要する経費

(1)趣旨

分流式下水道（「公共下水道事業繰出基準の運用について」（昭和 56 年 6 月 5 日付け自治準企第 153 号）に基づくものをいう。）等に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

分流式の公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。）並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

3 流域下水道の建設に要する経費 ・ ・ ・ 該当しない

(1)趣旨

広域的な水質保全を図る観点から流域下水道（下水道法（昭和 33 年法律第 79

号)第2条第4号イに該当するものに限る。)の整備を推進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

4 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費

(1)趣旨

公共用水域の水質保全に資するために行う下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

特定施設の設置の届出の受理、計画変更命令、改善命令等に関する事務、排水設備等の検査に関する事務及び除害施設に係る指導監督に関する事務(専ら下水道の施設又は機能の保全のために行う事務を除く。)に要する経費に相当する額とする。

5 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費

(1)趣旨

水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する経費の2分の1とする。

6 不明水の処理に要する経費 ・ ・ ・ 該当しない

(1)趣旨

不明水の処理に要する経費について繰り出すための経費である。

7 高度処理に要する経費 ・ ・ ・ 該当しない

(1)趣旨

下水の高度処理に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

8 高資本費対策に要する経費 ・ ・ ・ 該当しない

(1)趣旨

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となっている下水道事業について、資本費負担の軽減を図ることにより経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部について繰り出すための経費である。

9 広域化・共同化に要する経費・・・該当しない

(1)趣旨

広域化・共同化に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。

10 地方公営企業法の適用に要する経費・・・該当しない

(1)趣旨

経理内容の明確化、透明性の向上等を図る観点から下水道事業への地方公営企業法の適用を推進するため、地方公営企業法の適用に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

11 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費・・・該当しない

(1)趣旨

小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱(平成6年2月24日付け自治準企第5号)により整備される汚水等を集合的に処理する施設等の建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

12 個別排水処理施設整備事業に要する経費・・・該当しない

(1)趣旨

個別排水処理施設整備事業実施要綱(平成6年2月24日付け自治準企第7号)により整備される個別合併処理浄化槽の建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

13 下水道事業債(特別措置分)の償還に要する経費

(1)趣旨

平成18年度の下水道事業に係る地方財政措置の変更に伴い発行した下水道事業債(特別措置分)の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

下水道事業債(特別措置分)の元利償還金に相当する額とする。

14 その他・・・該当しない

(1)趣旨

下水道普及特別対策要綱(平成8年4月1日付け自治準企第93号)により実施された事業に係る下水道事業債(普及特別対策分)並びに緊急下水道整備特定事業実施要綱(平成8年4月1日付け建設省都下公発第145号及び自治準第90号共同通知)及び農業集落排水緊急整備事業実施要綱(平成5年4月1日付け5構改D第41号及び自治準企第90号共同通知)により実施された事業に係る下

水道事業債(臨時措置分)並びに平成 5 年度の国庫補助負担率の恒久化に伴い、平成 12 年度までに許可された下水道事業債(特例措置分)の元利償還金について繰り出すための経費である。

第 9 その他

4 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

(1)趣旨

地方公営企業職員に係る児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)に規定する児童手当の給付に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は、次に掲げる地方公営企業職員に係る児童手当の給付に要する経費の合計額とする。

ア 3 歳に満たない児童に係る給付に要する経費(ウに掲げる経費を除く。)の 15 分の 8

イ 3 歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する経費(ウに掲げる経費を除く。)

ウ 児童手当法附則第 2 条に規定する給付に要する経費